

改正後

2-10 水産業競争力強化緊急事業

(1)・(2) (略)

(3) 事業の内容等
(略)

ア 広域浜プラン緊急対策事業

(ア)・(イ) (略)

(ウ) クロマグロ混獲回避活動支援

a・b (略)

c 事業の内容

この項目において定める事業は、以下の(a)及び(b)とする。

(a) 混獲回避取組支援

i (略)

ii 事業実施者

(i) 本事業の事業実施者は、浜の活力再生広域プラン及び関連する浜プランの実現のために競争力強化に取り組む広域水産業再生委員会に参画する定置網漁業者又は20トン未満漁船漁業者（以下「漁船漁業者」という）がそれぞれ構成する漁業グループとする。なお、浜の活力再生広域プランに関連する浜プランに取り組む地域水産業再生委員会が、事業実施年度末までの広域浜プランへの発展を目指して、広域浜プラン策定調整協議会（以下「調整協議会」という。）を設立した場合には、当該調整協議会に参画する地域水産業再生委員会に参画する漁業者が構成する漁業グループも、事業実施者としてすることができる。

(ii) 本事業の事業実施者は、過去一年間に漁業に関する法令の違反に係る刑事罰又は行政処分を受けていない者によって構成されていること。

iii～viii (略)

(b) 混獲回避機器等支援

i (略)

ii 事業実施者

本事業の事業実施者は、浜の活力再生広域プランを策定する広域水産業再生委員会に参画し、浜の活力再生広域プラン及び当該浜の活力再生広域プランに関連する浜プランの実現のために競争力強化に取り組む、以下の全てを満たす漁業を営む個人又は法人とする。ただし、共同で使用する実態のある機器等については、共同での申請を認めるものとする。

なお、当該浜の活力再生広域プランに関連する浜プランに取り組む地域水産業再生委員会が、事業実施年度末までの浜の活力再生広域浜プランへの発展を目指して、調整協議会を設立した場合には、当該調整協議会に参画する地域水産業再生委員会に所属する漁業を営む個人又は法人についても、事業実施者としてすることができる。

(i)～(iv) (略)

(v) 本事業の事業実施者は、過去一年間に漁業に関する法令の違反に係る刑事罰又は行政処分を受けていない者であること。

iii～ix (略)

イ 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業

(ア)～(エ) (略)

(オ) 貸付対象者

貸付の対象となる者は、次に掲げる者とする。

a 漁船・漁具等の借受者（以下「借受者」という。）

担い手事業又は構造改革事業において、広域浜プランにおいて以下の要件を満たす中核的漁業者として位置づけられた者であって、資源管理の取組を行う者。ただし、当該者（100%同一の資本に属するグループ企業を含む（以下同じ。））が(コ)のbに基づくリース計画書及び添付資料の提出時において、過去1年間に漁業に関する法令の違反に係る刑事罰又は行政処分を受けている場合及び当該者がその所有する若しくは使用する漁船が、IUU漁業に従事したとしてWTOに通報された場合又はRFMOsが作成するIUU漁業に関する一覧表に掲載された場合を除く。

(a)～(c) (略)

b (略)

(カ)～(ソ) (略)

(タ) 助成金の返還

事業実施主体は、(シ)のaに定める法定耐用年数内において次に掲げる事由のいずれかに該当する場合、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるとき（a又はbにあつては、直ちに新たな貸付契約を結んだ場合は除く。）は、リー

改正前

2-10 水産業競争力強化緊急事業

(1)・(2) (略)

(3) 事業の内容等
(略)

ア 広域浜プラン緊急対策事業

(ア)・(イ) (略)

(ウ) クロマグロ混獲回避活動支援

a・b (略)

c 事業の内容

この項目において定める事業は、以下の(a)及び(b)とする。

(a) 混獲回避取組支援

i (略)

ii 事業実施者

本事業の事業実施者は、浜の活力再生広域プラン及び関連する浜プランの実現のために競争力強化に取り組む広域水産業再生委員会に参画する定置網漁業者又は20トン未満漁船漁業者（以下「漁船漁業者」という）がそれぞれ構成する漁業グループとする。なお、浜の活力再生広域プランに関連する浜プランに取り組む地域水産業再生委員会が、事業実施年度末までの広域浜プランへの発展を目指して、広域浜プラン策定調整協議会（以下「調整協議会」という。）を設立した場合には、当該調整協議会に参画する地域水産業再生委員会に参画する漁業者が構成する漁業グループも、事業実施者としてすることができる。

(新設)

iii～viii (略)

(b) 混獲回避機器等支援

i (略)

ii 事業実施者

本事業の事業実施者は、浜の活力再生広域プランを策定する広域水産業再生委員会に参画し、浜の活力再生広域プラン及び当該浜の活力再生広域プランに関連する浜プランの実現のために競争力強化に取り組む、以下の全てを満たす漁業を営む個人又は法人とする。ただし、共同で使用する実態のある機器等については、共同での申請を認めるものとする。

なお、当該浜の活力再生広域プランに関連する浜プランに取り組む地域水産業再生委員会が、事業実施年度末までの浜の活力再生広域浜プランへの発展を目指して、調整協議会を設立した場合には、当該調整協議会に参画する地域水産業再生委員会に所属する漁業を営む個人又は法人についても、事業実施者としてすることができる。

(i)～(iv) (略)

(新設)

iii～ix (略)

イ 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業

(ア)～(エ) (略)

(オ) 貸付対象者

貸付の対象となる者は、次に掲げる者とする。

a 漁船・漁具等の借受者（以下「借受者」という。）

担い手事業又は構造改革事業において、広域浜プランにおいて以下の要件を満たす中核的漁業者として位置づけられた者であって、資源管理の取組を行う者。ただし、当該者（100%同一の資本に属するグループ企業を含む。）又はその所有する若しくは使用する漁船が、IUU漁業に従事したとしてWTOに通報された場合又はRFMOsが作成するIUU漁業に関する一覧表に掲載された場合を除く。

(a)～(c) (略)

b (略)

(カ)～(ソ) (略)

(タ) 助成金の返還

事業実施主体は、(シ)のaに定める法定耐用年数内において次に掲げる事由のいずれかに該当する場合、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるとき（a又はbにあつては、直ちに新たな貸付契約を結んだ場合は除く。）は、リー

ス事業者に対して助成金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。

- a (略)
- b 借受者が経営を中止したとき又は本事業の実施に関連して法令に違反したとき（ただし、漁業法第28条の規定による処分を受ける場合を除く。）。
- c～f (略)

(チ) (略)

ウ (略)

エ 水産業競争力強化金融支援事業

(ア) 実質無利子化措置

- a (略)
- b 事業の内容
 - (a) 交付対象者

この事業の利子助成を受けることができる者は、担い手事業若しくは構造改革事業、競争力強化型機器等導入緊急対策事業の実施者のうち平成28年1月20日以降に融資機関から資金の貸付けを受けた者又は太平洋クロマグロ強度資源管理取組者のうち令和7年4月1日以降に融資機関から資金の貸付けを受けた者（以下「交付対象者」という。）とする。ただし、過去1年以内に漁業関係法令に違反する行為により刑に処せられた者又は行政処分（漁業法第28条の規定による処分を除く。）を受けた者を除く。

(b)～(e) (略)

c (略)

d 事業の申請期間

(a) (略)

(b) 太平洋クロマグロ強度資源管理取組者 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

e・f (略)

(イ)・(ウ) (略)

(4)～(6) (略)

別紙1 (略)

3-1-1 (1) 持続可能な水産加工流通システム推進事業のうち水産加工連携プラン支援事業

(1)・(2) (略)

(3) 事業の内容等

ス事業者に対して助成金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。

- a (略)
- b 借受者が経営を中止したとき。

c～f (略)

(チ) (略)

ウ (略)

エ 水産業競争力強化金融支援事業

(ア) 実質無利子化措置

- a (略)
- b 事業の内容
 - (a) 交付対象者

この事業の利子助成を受けることができる者は、担い手事業若しくは構造改革事業、競争力強化型機器等導入緊急対策事業の実施者のうち平成28年1月20日以降に融資機関から資金の貸付けを受けた者又は太平洋クロマグロ強度資源管理取組者のうち令和7年4月1日以降に融資機関から資金の貸付けを受けた者（以下「交付対象者」という。）とする。

(b)～(e) (略)

c (略)

d 事業の申請期間

(a) (略)

(b) 太平洋クロマグロ強度資源管理取組者 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの日

e・f (略)

(イ)・(ウ) (略)

(4)～(6) (略)

別紙1 (略)

3-1-1 (1) 持続可能な水産加工流通システム推進事業のうち水産加工連携プラン支援事業

(1)・(2) (略)

(3) 事業の内容等